

鎌倉市市営住宅指定管理業務 実績評価（令和4年度）

【施設名】市営住宅

【指定管理者名】一般社団法人かながわ土地建物保全協会横浜南サービスセンター

【指定期間】令和3年（2021年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日まで

【評価対象期間】令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

【施設概要】10団地630戸（借上げ住宅：4住宅129戸を含む）

【施設所管課】都市整備総務課

<評価>

評価項目	評価			
	指定管理者		担当課	
	コメント	判定	コメント	判定
施設の設置目的についての理解	公営住宅法等を熟知した経験豊かな職員を配置している。	A	公営住宅法第1条に定められている設置目的等を理解し、業務に取り組んでいる。	A
経営の安定性	毎月執行状況を確認の上、適切に予算管理を実施した。	A	経営状態を毎月、市に報告し確認を行っている。	A
受付窓口、修繕業務に係る職員の配置	修繕業務に関して職員を十分な人数配置している。	A	迅速に対応できる職員が常に配置されている。	A
情報の管理体制	ウイルス・不正アクセス等へのハード面での対策を強化継続すると共に、全職員を対象に情報セキュリティ研修を繰り返し実施した。	A	情報が第三者に流出しないよう、管理体制をしいている。	A
防犯・防災（地震・台風・火災等）に関する発生時対応等	12月21日にガス爆発事故が発生した際に緊急対応をした。	A	急な災害時にも対応できる体制がある。	A
24時間対応サービスの体制の確保	営業時間外について、専用窓口を設置している。	A	営業時間外でも連絡ができる体制がある。	A

トラブルや苦情処理	対応経過について記録し、結果と併せて月次報告をしている。	A	対応経過について市と保全協会の間で共有ができており、適切な対応がとれている。	A
管理事務所の業務時間	平日 8 時 30 分から 17 時 30 分まで業務している。	A	適切な時間帯で業務が行われている。	A
建物等の保守点検方法	国の基準を準拠の上、実施している。	A	国の基準を準拠の上、実施されている。	A
管理経費の縮減及び執行	小修繕を直営にて実施する等、経費の縮減を図り、適正な予算執行を実施している。	A	必要な時に対応ができるよう、最小限の支出で適切な経営がされている。	A
不測の事態への財政的な対応	施設賠償保険に加入している。	A	施設賠償保険に加入している。	A

判定欄

S：水準を大きく上回っている

A：水準を満たしている

B：ほぼ水準を満たしており問題ない

C：やや問題がある又は問題がある